

**司法部による「行政許可プロセスにおける営業秘密及び機密ビジネス情報の
保護強化に関する指導意見（請求意見稿）」 意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
全般	<p>営業秘密や機密ビジネス情報に個人情報が含まれていた場合の取り扱い等について本指導意見に記載いただきたい。</p> <p>例：「営業秘密や機密ビジネス情報に個人情報が含まれる場合、個人情報に関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。」</p>	<p>営業秘密や機密ビジネス情報には個人情報が含まれる場合がある。しかし、本指導意見第1項および第10項記載の「反不正競争法」には個人情報の規定はないため、個人情報が含まれていた場合の取り扱いが不明瞭になっている。</p> <p>個人情報については、各種ガイドラインの他、サイバーセキュリティ法、ネットワーク安全法、データセキュリティ法（草案）等において規定されているので、少なくとも営業秘密や機密ビジネス情報に個人情報が含まれる場合、関連法律、行政法規を遵守すべき旨の記載は必要である。</p>
4.	<p>営業秘密や機密ビジネス情報が含まれるファイリング資料の定期的な棚卸、及びファイリング資料を廃棄する場合の取り扱いについて本指導意見に記載いただきたい。</p>	<p>営業秘密等が含まれるファイリング資料は定期的に棚卸を行って管理状態を確認すべきであり、また、当該ファイリング資料を廃棄する場合の取り扱いについても明確にすべきである。</p>
4.	<p>営業秘密と機密ビジネス情報に係る電子情報の保存も、本項でいう「ファイリング」に該当することを明確に規定していただきたい。</p>	<p>営業秘密と機密ビジネス情報が電子情報である場合について、紙媒体と同様の管理が必要であることを明確にすべきである。</p>
8.	<p>本項で言及されている「復号化」を他の適切な用語に変更いただきたい。</p>	<p>通常「復号」とは暗号化されたデータ等をもとの形式に戻すことを意味すると思われるが、そうだとすると、漏洩防止のために保護を講じるべく「復号化」をしなければならないという本項の文章は意味が通らない。必要であれば、適切な用語に変更いただきたい。</p>

9.	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「いかなる行政許可機関及びその職員も、秘密保持義務又は権利者の営業秘密と機密ビジネス情報の保持に関する要件に違反し、把握している営業秘密と機密ビジネス情報を開示し、使用し又は他人にその使用を許諾等することにより漏洩してはならない。」</p> <p>※下線部を追加。</p>	<p>本項の直後にある第10項では営業秘密と機密ビジネス情報を「漏洩」した場合の責任を定めているので、本項の義務も「漏洩」に合わせるべきである。</p>
----	--	--

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)